

揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律

(平成一五年五月二八日法律第五〇号)

一、提案理由(平成一五年四月一五日・参議院経済産業委員会)

国務大臣(平沼赳夫君)

……………(略)……………

引き続きまして、揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

揮発油、軽油、灯油といった消費者との関連が深い燃料については、消費者保護等の観点から、揮発油等品質確保等に基づき、適正な品質規格を定め、それに適合しないものについては販売を禁止することによって安全の確保を図ってきたところであります。

しかしながら、近年、揮発油にアルコールを大量に混合させた高濃度アルコール含有燃料が自動車用燃料として販売され、この燃料を使用することに伴う車両火災等の事故が発生しております。そのため、今般、消費者保護のため、このような混合燃料についても揮発油等品質確保等による安全規制の対象とするための措置を講じることとしております。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

揮発油等とその他のものとの混合物であって揮発油等と同じ性状を有するものを同法による品質確保措置の対象とするため、揮発油等の定義改正を行うこととしております。なお、これを踏まえて、揮発油の品質規格を改正し、既販の自動車の安全を前提に、アルコールの混入許容値を規格化することとしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

二、参議院経済産業委員長報告(平成一五年四月一八日)

田浦直君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

……………(略)……………

次に、揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律案は、近年、揮発油にアルコールを大量に混合させた高濃度アルコール含有燃料を自動車用燃料として使用することに伴う事故が発生している状況を踏まえ、混合燃料についても安全規制の対象とするための措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、化学物質審査規制法改正案について環境委員会との連合審査を行うとともに、両法律案を一括して議題とし、生態系への影響に着目した審査・規制の在り方、既存化学物質の安全性点検の取組、バイオマスアルコール等の新燃料への対応等につきまして質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

……………(略)……………

次に、揮発油等品質確保法改正案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

三、衆議院経済産業委員長報告（平成一五年五月二二日）

村田吉隆君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

……………（略）……………

次に、揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律案につきましては、揮発油等の炭化水素とその他の物との混合物であって揮発油等と同等の性状を有するものについて、その品質を確保するために必要な措置を講ずるものであります。

本委員会においては、去る十四日両改正案に関し平沼経済産業大臣からそれぞれ提案理由の説明を聴取した後、化審法の一部改正案につきましては環境委員会との連合審査会を行うなど、昨日両改正案の質疑を終了いたしました。質疑終局後、化審法の一部改正案につきましては、討論を行い、採決を行った結果、賛成多数をもって、揮発油等の品質確保法の一部改正案につきましては、全会一致をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、両改正案に対しそれぞれ附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一五年五月二一日）

政府は、国民生活に深い関わりを持つ自動車燃料等の品質確保等を通じた消費者利益の保護や適切な環境対策を図るとともに、現下の厳しい経済情勢を勘案し、本法施行に当たり、次の諸点について必要な措置を講ずべきである。

- 一 高濃度アルコール燃料の使用が自動車火災事故等の発生原因となる重大な問題であることから、不正な揮発油や軽油の販売を行う業者等を排除し、法の実効性を確保するために政府と地方自治体が一体となった監視及び取締まり体制の整備に努めること。
また、今回の法改正の内容及び技術的な問題については、十分に国民の理解を得られるように積極的な広報活動等に努めること。
- 二 我が国石油小売事業者間の価格競争の激化等厳しい経営環境が高濃度アルコール含有燃料販売の背景の一つとなっていることに鑑み、石油小売事業者の経営基盤強化や経営革新支援のための支援施策を引き続き推進すること。
- 三 地球温暖化防止及び循環型社会形成の観点から、バイオマス由来の燃料の利用促進について諸外国の動向も踏まえつつ、社会的コスト、環境問題への効果等にも配慮して、我が国の実情に則した利用環境の整備を図るべく必要な検討を進めること。